

春日井市インターンシップ実施要領

1 要領の目的

この要領は、春日井市（以下「市」という。）が行うインターンシップ制度に関する基本的事項について定める。

2 インターンシップの目的

市インターンシップ制度は、学生に対して市における就業体験の機会を与えることにより、学生の職業意識の向上や市政に対する理解を深めることを目的とする。

3 受入手続き等

- (1) インターンシップに参加することを希望する学生は、パブリックコネクトにより、申込みをしなければならない。
- (2) 市長は、学生から実習の申込みがあったときは、実習を希望する学生を選考し、受入れの可否を当該申込みをした者に通知する。

4 報酬等

市は、実習の受入れを決定した学生（以下「実習生」という。）に対して、賃金、報酬、手当、旅費及びその他一切の金品を支給しない。

5 実習生の身分

実習生は、教育機関の学生としての身分を有し、市職員としての身分を有しない。

6 実習に専念する義務

実習生は、市職員の指示に従い実習時間中は実習に専念しなければならない。

7 信用失墜行為の禁止

実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

8 秘密を守る義務

- (1) 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

- (2) 実習生は、前号に反して報告又は論文を書いてはならない。
- (3) 実習生は、市の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、事前に市の承認を得るものとする。

9 実習中における事故責任等

- (1) 実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。
- (2) 実習中における事故に関しては、実習生は自らの責任において対応しなければならない。
- (3) 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。
- (4) 実習生が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

10 誓約書

実習生は、「6」～「9」に掲げる事項を遵守することを誓約するため、実習の前までに市に対して別紙「誓約書」提出しなければならない。

11 実習の中止

市は、実習生が「6」～「9」に掲げる事項に違反する行為を行ったときは、実習を中止することができる。

誓 約 書

私は、春日井市においてインターンシップを履修するにあたり、「春日井市インターンシップ実施要領」を守り、以下の事項について誓約します。

- 1 私は、春日井市職員の指示に従い、実習期間中は実習に専念します。
- 2 私は、実習期間中業務上知り得た秘密について、期間中、期間終了後に関わらず他へ漏らすような行為を行いません。
- 3 私は、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中に災害を受けた場合及び春日井市又は第三者に対して損害を与えた場合については、自らの責任において対応します。

令和 年 月 日

(宛先) 春日井市長 石 黒 直 樹

研修学生

学校名 _____ 学部 _____ 学科 _____

氏名 _____

住所 _____